

## 平成19年3月定例町議会提案理由説明要旨

本日ここに、第一回定例町議会を召集しましたところ、議員各位には御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございました。

すでに案内のとおり、今議会に提案いたしました議案は、予算関係22件、条例関係8件、その他の案件6件の合計36件であります。

それでは、諸議案を審議していただくにあたり、主な議案につきましてその概要を説明いたします。

最初に、議案第1号平成19年度智頭町一般会計予算についてであります。

平成19年度の地方財政計画では、前年同額程度の一般財源総額が確保されることとなっておりますが、三位一体改革の結果として地方税の大幅増を見込む一方で地方交付税は減額となり、税収が大幅に伸びる都市部と地方交付税に依存している地方部との格差はますます拡大し、地方に厳しい財政運営を強いる結果を招いております。

本町におきましても、税収入が伸び悩む中、地方交付税が実質的には平成18年度に引き続き減額となるなど、一般財源総額が減少することが見込まれる一方、歳出面では、過去の景気対策等による町債の大量発行により、町債残高は約60億円に達しており、その元利償還金が平成19年度にピークを迎えるなど、これまでも増して厳しい状況下での予算編成となりました。

このような非常事態ともいえる厳しい財政状況を踏まえて、平成19年度の予算編成におきましても、プライマリーバランスに留意しながら町債の発行を可能な限り抑制するなど、「持続可能な財政構造」への転換を最優先に考え、歳入の確保に全力を尽くすとともに、従来にも増して徹底した歳出の見直しに取り組んだところであります。

その結果、予算総額は、42億4千7百万円と前年度の当初予算と比較して2.0%増の規模となったものであります。

さて、財政状況が誠に厳しい中ではありますが、この度の予算では、最小の経費で最大の効果を上げるよう国や県の制度を有効に活用しながら、地方分権社会の到来に対応し地域の自立度を高めていく取組みを進めていくため、平成18年度に引き続き「自立に向けた地域づくり」「高齢者・障害者等を支える地域づくり」「地域の特色を生かした産業振興」「次代を担う人づくり」の4つの重点項目を掲げて予算編成を行いました。

それでは、最初に「自立に向けた地域づくり」について説明いたします。

地域に住む人々の生活が持続的に成り立ち、生きがいや将来の希望が持てるよう、住民と行政が連携・協働により積極的に地域づくりを進めていくことが重要です。

本町では、平成19年度後半中国横断自動車道姫路鳥取線の一部「志戸坂峠道路」が全通し、智頭インターまで延伸されますが、将来にわたり智頭が通過点にならないよう、これを絶好のチャンスとしてとらえ、京阪神・山陽に打って出る、通行するお客様を引き込む、来られたお客様を十分もてなし満足させ、再び訪れる時には智頭町を目的地としていただく。そして地域が潤う。そのような施策を官民一体となってより一層推進してゆかねばなりません。

そこで、平成20年代前半の姫路鳥取線の全線開通に向けて、平成19年度はその初年度として必要な施策を講じていくこととしております。

まず、智頭インター出口のコンビニエンスストアとの連携により、ここを「町の情報ステーション」と位置づけ、町の特産品を展示販売したり、観光パンフレットや観光案内板を設置し、広く情報発信することにより、智頭を強く印象づけたいと考えております。

またこれと併せて、国や県との連携により、看板や案内板の増設を強く押し進めてまいります。

更に、手づくりの道の駅として「智頭宿特産村」にフリースペースの屋台を増設し、住民の皆さんが地域で取れた特産品や加工品を販売しながら、観光客との交流を深めるゾーンとして整備します。

一方、今後想定される高速バスのルート変更に伴い、福原高速バス停と国道からそこへのアクセス道を整備します。

続いて、地域づくり関連のソフト事業としましては、智頭町がモデルの可能性が高い黒澤明監督の映画「七人の侍」にまつわるイベントを姫路鳥取線開通のイベントとして位置づけ、実施することとしておりますし、智頭宿等の集客力向上を目的としたイベントに対し助成することとしております。

また、森の癒し効果を活かし、健康増進やリハビリテーションに役立つ「森林療法(森林セラピー)」が今後ますます注目されてくると考えられますので、本町の持つ豊かな森林資源と医療機関をうまくリンクさせ、森林セラピー事業の導入に向け普及啓発及び調査検討を行います。

このほか、次代を担うリーダー養成事業や、団塊の世代を中心とする本町への定住促進を目的とした生活体験事業を引き続き計画しております。

一方、防災除雪関連として、町立智頭病院の隣接地に「医療用防災ヘリポート」を整備し、救急搬送体制を充実するほか、来年度智頭町消防団内に新たに編成する「女性消防分団」の活動費を計上しております。

また、地震被害時を想定した住民避難や建築物の耐震診断・耐震改修を促進する計画策定事業や、地域住民が連携して除雪活動に取り組む集落に対し、「小型除雪機」を貸与する事業を実施します。

このほか、人権関連としまして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた「人権啓発事業」を実施するとともに、来年度新たに隣保館における「デイサービス事業」を計画しております。

次に、地域交通関連事業として本年1月より運行し、多くの皆様から親しまれご利用いただいている「智頭町民すぎっ子バス」の運行に係る経費を計上したほか、情報通信関連事業では携帯電話の不感地区である奥富沢(波多・口波多)に「移動通信用鉄塔の中継局」を整備します。

このほか、生活環境では、ゴミの減量化と有機質肥料の有効利用を目的に、「くるくるプラン」を現在の山郷地区から山形地区にエリアを拡大し、より一層推進することとしております。

次に「高齢者・障害者等を支える地域づくり」についてであります。

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

そこで、地域福祉の推進のため、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の促進に関する事項を一体的に定める「智頭町地域福祉計画」の策定に着手します。

また、高齢者対策につきましては、昨年4月に「地域包括支援センター」を設置し、包括的・継続的なケアマネジメントを行ってきたところですが、引き続き要介護又は要支援状態にならないよう、地域支援事業に取り組むこととしています。

更に、高齢者の居住環境整備に対する支援を行うほか、社会福祉協議会と連携を保ちながら、在宅福祉に重点を置いた生活支援サービスを行います。

次に、障害者対策では、障害者自立支援法の施行により、障害の種類によらない共通のサービスを受けることができるようになりました。

これに伴い、特別医療費助成事業において、新年度から町助成事業に新たに精神障害者への支援を拡大することとしています。

また、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すため、「地域生活支援事業」を行い、障害者を総合的に支援する体制を確立するほか、作業所等に対する就労継続支援対策も引き続き行います。

このほか、保健センター「ほのぼの」を拠点として、各種健診事業、予防事業、乳幼児及び妊婦の相談事業等を引き続き実施します。

一方、町立智頭病院の経営安定化を図るため、病院特別会計への繰出金を増額するとともに、新たに短期貸付金を措置しています。

次に「**地域の特色を生かした産業振興**」についてであります。

まず、農業振興として、本町を代表する「特産品リンドウ、並びに自然薯」のブランド化と規模拡大を図るため、生産農家の創意工夫による取り組みを支援するとともに、荒廃する農地を保全し、農地の流動化、集落営農の推進、農作業の共同化を進めるための「中山間地域等直接支払交付金事業」、イノシシ等有害鳥獣の被害防止対策に係る事業を本年度に引き続き実施します。

また、林業振興としましては、森林の直接支払と言われる森林整備地域活動の支援や町有林の収入間伐を引き続き実施するとともに、最新鋭の「高性能林業機械スイングヤーダ(自走式索道機械)」の導入を推進し、作業システムの効率化を図ります。

更に、森林整備に不可欠な森づくり作業道の開設、並びに「基幹林道因美線(西宇塚・奥本工区)」の整備を引き続き推進します。

一方、商工業振興としましては、町内の中小企業の体質強化等に携わる町商工会に対する支援や制度融資を通じて中小企業の経営支援を引き続き行うこととしています。

最後に、「**次代を担う人づくり**」についてであります。

まず、次世代育成を推進するため、保護者用の「子育て支援ガイドブック」を作成するとともに、子育て支援センターを週3日から週4日へ拡充するほか、育児支援、家庭支援推進保育、病児病後児保育の実施や、現在3地区で実施している「放課後児童クラブ」を全町の6地区で実施するなど、地域で安心して子育てが出来るような環境づくりに積極的に取り組むこととしております。

また、小・中学校教育の充実を図るため、本年度策定の「教育ビジョン」を受けて、保育園・小学校・中学校の教育環境整備についての検討に入るほか、中学校を中心に地域と学校・家庭の連携により児童生徒の健全育成の具体的な推進を図る「生徒指導総合連携推進事業」を本年度に引き続き実施します。

更に、学校との連携を強化するため教育の専門家である「地域教育担当指導主事」を教育課に配置するほか、教員の加配による複式学級の解消、30人学級の実施などにより児童生徒の基礎学力などの向上を図るとともに、介護員の設置や創造的な学習支援、食育の普及啓発事業等、地域の特色を生かしながらかみ細やかな教育を引き続き実施することとしています。

続いて社会教育については、青少年の健全育成に関わる事業、並びに生涯学習事業としてパソコン教室等各種講座を引き続き開設するほか、住民ニーズの高まりを受けた「図書館の日曜開館」により、図書館サービスの充実向上を図ることとしています。

また、国指定文化財に向けた「石谷邸の保存活用整備事業」を引き続き行います。

以上、平成19年度智頭町一般会計予算の概要を説明いたしました。

続きまして、**議案第13号 平成18年度智頭町一般会計補正予算**につきまして説明いたします。

後期高齢者医療制度関係ほか所要額を計上する一方、現時点で確定できる不用額を精査し、財政調整基金の積み立てなど行ったことによりまして2,358万7千円を減額することとし、補正後の予算総額は、43億8千87万5千円となるものであります。

また、**議案第14号から22号**までは、特別会計等の補正予算であります。主に決算見込みに基づく補正であります。が、**議案第16号智頭町公共用地先行取得事業特別会計補正予算**につきましては、智頭町土地開発公社が現在所有しております、「ほのぼの」周辺用地を取得するための所要額を計上いたしております。

次に、**条例関係議案**につきまして説明申し上げます。

**議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**につきましては、地方自治法の一部改正に伴い関係条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、収入役の廃止を含め長を支えるトップマネジメント体制を見直すにあたり、今後の役割をより適切に表す名称として、「助役」を「副町長」へと変更するものであります。

**議案第24号 智頭町に収入役を置かない条例を廃止する条例**につきましては、地方自治法の一部改正により収入役制度の見直しがなされることによりまして条例を廃止するものであります。

**議案第25号 職員の給与に関する条例の一部改正**につきましては、平成18年度人事院勧告によりまして第3子以降の扶養手当を1,000円増額するものであります。

**議案第26号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正**につきましては、依然として厳しい本町の財政状況を踏まえ特例措置として職員の給料を減額してまいりましたが、引き続き職員の協力を得て県内市町村で最大の減額をするものであります。減額につきましては、平成18年度は、12.5～14.5%の減額としておりましたが、平成19年度は、10.5～14.0%の減額を行うこととしております。

**議案第27号 智頭町税条例の一部改正**につきましては、町税の約6割を占める固定資産税が景気低迷の長期化に伴い、償却資産の減収に加えて、土地の評価額が下落していく傾向にあり一層の減収が予測されています。このため、税収を確保していくためには固定資産税の税率の見直しが必要となっており、税率を現行の1.4%から1.5%へ引き上げるものであります。住民の皆さんへは、新たな負担を強いることとなりますが、今後とも本町が自立可能な財政構造へ転換し将来に必要な投資を行っていくためには、自主財源の確保が何よりも重要であり、そのために必要な措置と考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

**議案第28号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正**につきましては、大字東宇塚全域と西宇塚の一部の排水管路施設の完了予定に伴い処理対象区域を追加するものであります。

**議案第29号 智頭町下水道条例の一部改正**につきましては、水質汚濁防止法の改正によりまして、下水道法の一部を改正する政令が公布されたことにより条例の一部改正を行うものであります。

**議案第30号 智頭町の財産区議会設置条例の一部改正**につきましては、一部集落の世帯数が減少したため那岐財産区の議員定数を減じる改正でございます。

次に、その他の議案につきまして説明申し上げます。

**議案第31号から議案第34号**につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一部事務組合の規約の変更と関係法令等の改正に伴う変更であります。内容といたしましては、副管理者の設置と収入役の文言を削除するものと併せて会計管理者の設置等を行うものであります。

**議案第35条 智頭町過疎地域自立促進計画の変更**につきましては、今回整備いたします町道福原線改良工事及びヘリポート整備事業等を施行するに当たり過疎債の充当を考えておりますので計画を変更するものであります。

**議案第36号 工事請負契約の締結についての一部変更**につきましては、南因農集排管路施設工事にかかる設計変更に伴いまして金額の変更を行うものであります。

以上、本議会に提案いたしました諸議案の概要を説明申し上げましたが、詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。